

(案)

## 第六次地域管理経営計画書

(安芸森林計画区)

|      |   |                  |
|------|---|------------------|
| 計画期間 | 自 | 令和 5 年 4 月 1 日   |
|      | 至 | 令和 10 年 3 月 31 日 |

四国森林管理局

## 目 次

|     |                                                                              |    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | 国有林野の管理経営に関する基本的な事項.....                                                     | 1  |
| (1) | 国有林野の管理経営の基本方針.....                                                          | 1  |
| (2) | 機能類型に応じた管理経営に関する事項.....                                                      | 11 |
| (3) | 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 .....                                     | 14 |
| (4) | 主要事業の実施に関する事項.....                                                           | 16 |
| (5) | その他必要な事項.....                                                                | 16 |
| 2   | 国有林野の維持及び保存に関する事項.....                                                       | 17 |
| (1) | 巡視に関する事項.....                                                                | 17 |
| (2) | 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 .....                                               | 17 |
| (3) | 特に保護を図るべき森林に関する事項.....                                                       | 17 |
| (4) | その他必要な事項.....                                                                | 19 |
| 3   | 林産物の供給に関する事項.....                                                            | 20 |
| (1) | 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 .....                                                   | 20 |
| (2) | その他必要な事項.....                                                                | 20 |
| 4   | 国有林野の活用に関する事項.....                                                           | 21 |
| (1) | 国有林野の活用の推進方針.....                                                            | 21 |
| (2) | 国有林野の活用の具体的手法.....                                                           | 21 |
| (3) | その他必要な事項.....                                                                | 21 |
| 5   | 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項 ..... | 22 |
| (1) | 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針 .....                                               | 22 |
| (2) | 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項.....                         | 22 |
| 6   | 国民の参加による森林の整備に関する事項.....                                                     | 23 |
| (1) | 国民参加の森林に関する事項.....                                                           | 23 |
| (2) | 分収林に関する事項.....                                                               | 24 |
| (3) | その他必要な事項.....                                                                | 24 |
| 7   | その他国有林野の管理経営に関し必要な事項.....                                                    | 25 |
| (1) | 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 .....                                                   | 25 |
| (2) | 地域の振興に関する事項.....                                                             | 25 |
| (3) | その他必要な事項.....                                                                | 25 |

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈  
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して公益的機能の維持増進を旨として、その組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化の実現に向け、関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行うこととする。

#### ① 森林計画区の概況

本計画区は、高知県東部に位置し、北部に奈半利川<sup>な は り が わ</sup>の源流部を、南部に室戸岬までを有する。区域面積は113千haで、森林はその89%の100千haとなっている。北部と南部で若干差はあるものの、年平均気温は約17℃、年間降水量は約2,300～5,300mmと温暖多雨で、林木の生育に適した気候下にある。

国有林野は、森林面積の30%にあたる29千haで、安芸川、伊尾木川の上流部、安田川上流部、奈半利川最上流部、奈半利川支流の小川川上流部から須川川、佐喜浜川、別役川上流部に広く分布している。

林種別面積は、人工林22千ha（76%）、天然林6千ha（20%）、無立木地等1千ha（4%）となっている。

人工林の齢級<sup>\*1</sup>別面積は、7齢級以下が13%、8～10齢級が22%、11～14齢級が52%となっており、その55%をスギが占めている。

天然林は、千本山、西又山、稗已屋山<sup>ひ え ご や や ま</sup>、四郎ヶ根峠<sup>し ろ が ね と う げ</sup>等周辺にまとまって分布している。また、魚梁瀬地区を中心とする地域には、天然ヤナセスギが分布する。

優れた景観を有する森林については、室戸阿南海岸国定公園及び魚梁瀬県立自然公園に指定されている。

#### ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

##### ア 計画区内の国有林野の現況

本計画区の国有林野の現況（令和4年3月末現在）は、人工林を中心とする育成林<sup>\*2</sup>が24千ha（育成単層林17千ha、育成複層林8千ha）、天然生林<sup>\*3</sup>が4千haとなっている。また、林相別に見ると、針葉樹林21千ha、針広混交林4千

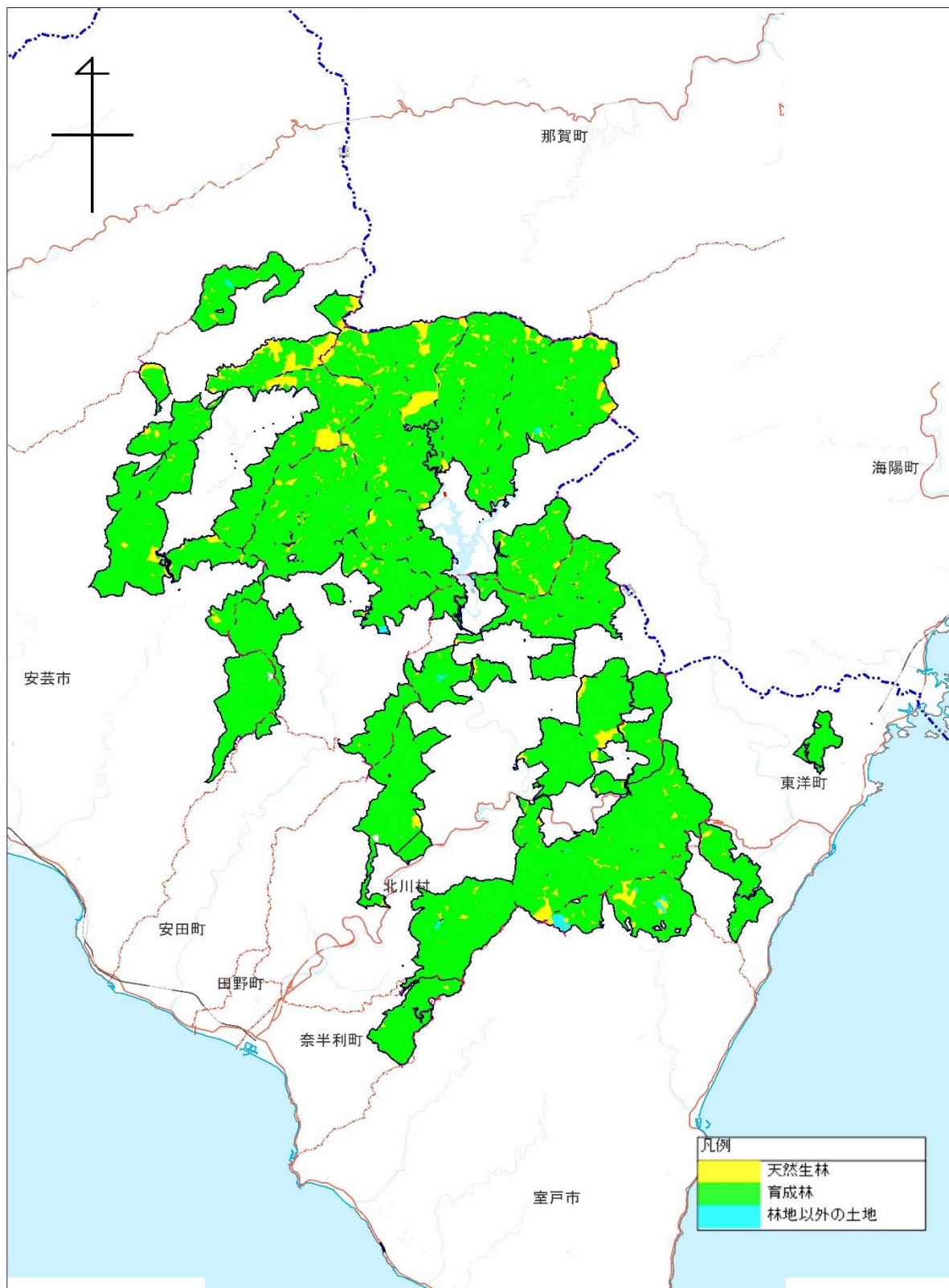
\*1 齢級：森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

\*2 育成林：森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林、及び森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持していく施業（育成複層林施業）が行われている森林。

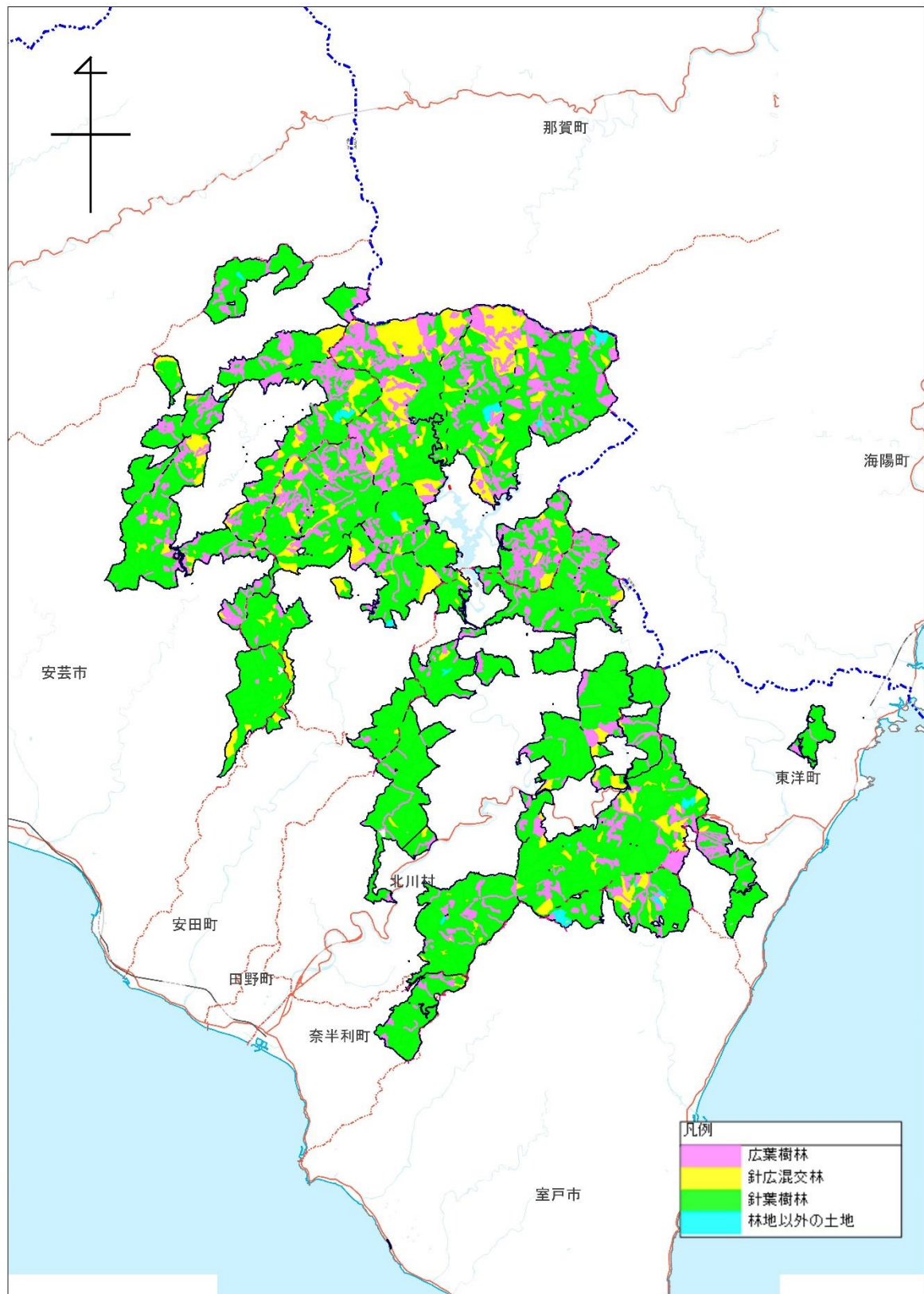
\*3 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存のための禁伐等を含む。

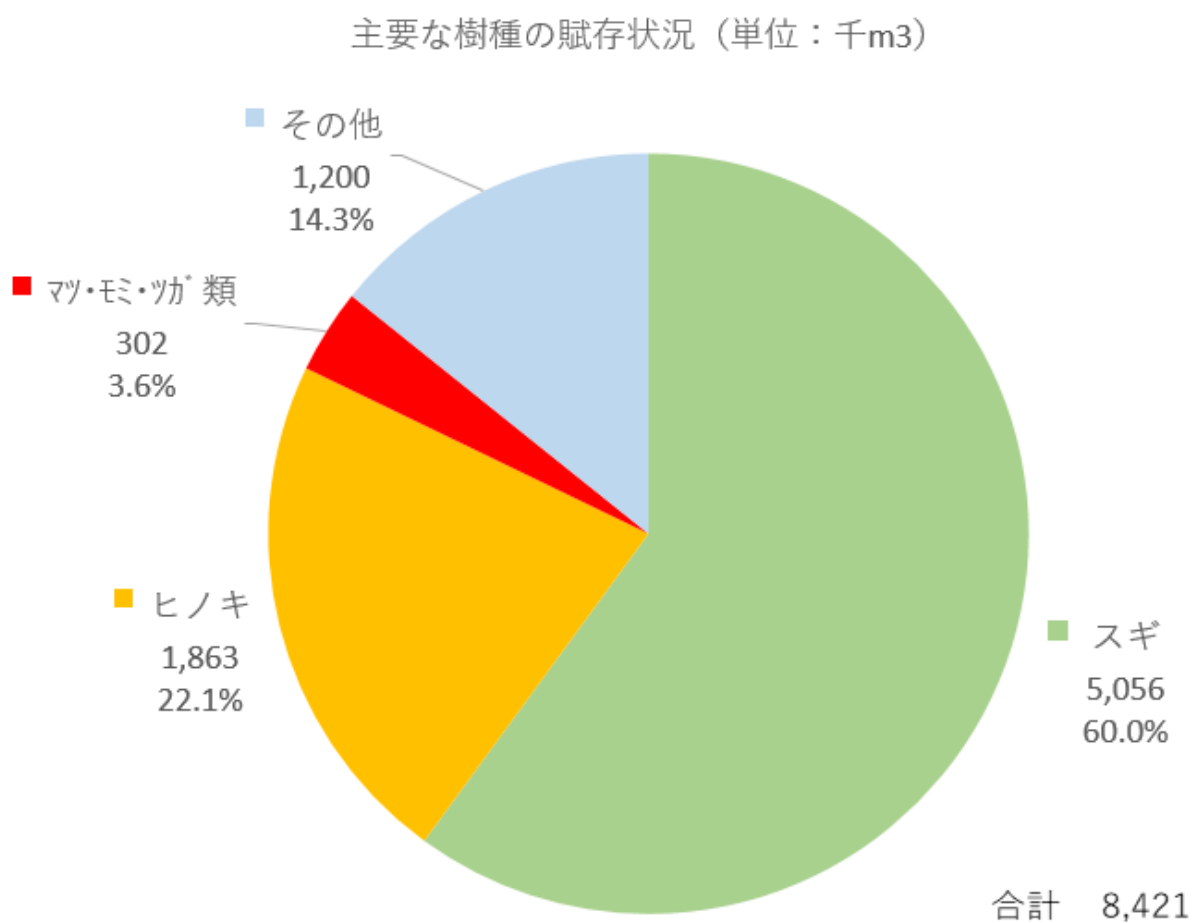
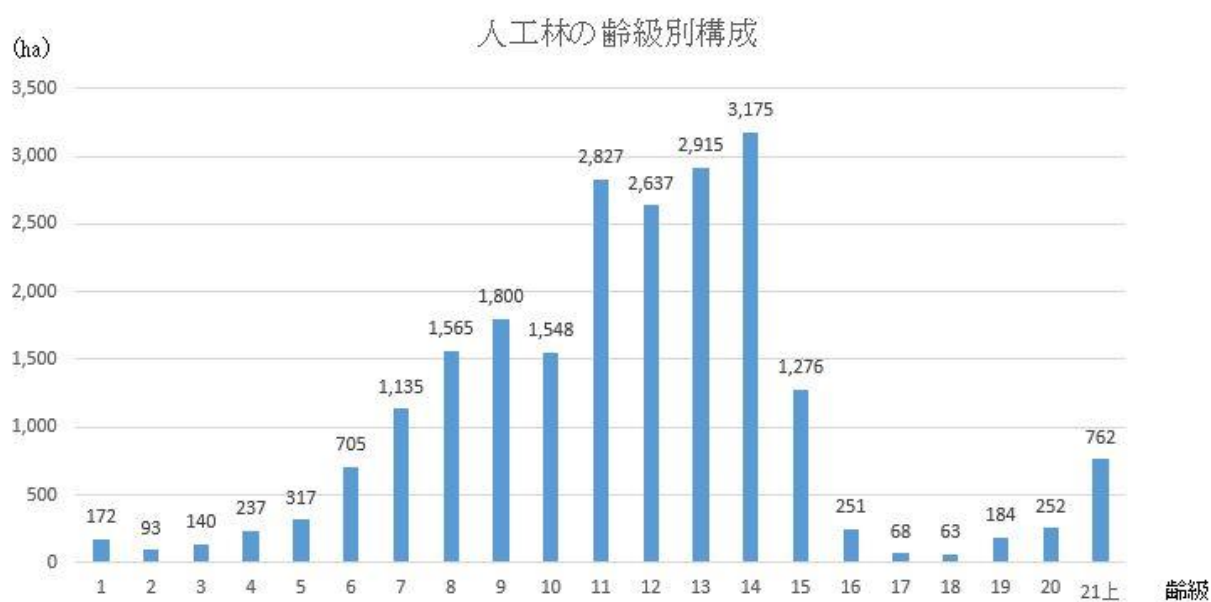
ha、広葉樹林 3 千 ha となっている。樹種別に見ると、スギ 5,056 千 $\text{m}^3$  (60%)、ヒノキ 1,863 千 $\text{m}^3$  (22%)、マツ・モミ・ツガ類 302 千 $\text{m}^3$  (4%)、その他 1,200 千 $\text{m}^3$  (14%) となっている。

## 育成林・天然生林の分布状況



## 林相区分毎の分布状況





## イ 主要施策に関する計画量と実行量

前計画(第五次計画(平成 30～令和 4 年度))における計画量と実行量の概要は下表のとおりである。

伐採量については、平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害による林道被害等に伴い実行が困難になったこと、経済性等の条件が合わず入札が不調になったこと等から、主伐・間伐ともに計画量を下回る結果となった。

更新量については、主伐量の減少により計画量を下回る結果となった。

保育量についても、主伐量の減少等により計画量を下回る結果となった。

林道の開設及び改良については、平成 30 年 7 月の豪雨災害で発生した林道復旧において、手前に位置する公道等の復旧に時間を要したこと等により、計画量を下回る結果となった。

(ア) 伐採量

(単位：千m<sup>3</sup>)

| 区 分 | 計 画 量 |       | 実 行 量        |               |
|-----|-------|-------|--------------|---------------|
|     | 主 伐   | 間 伐   | 主 伐          | 間 伐           |
| 伐採量 | 173.3 | 599.1 | 55.0<br>(32) | 303.0<br>(51) |

注1 ( )の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 実行量は令和4年12月末現在の見込量である。

(イ) 更新量

(単位：ha)

| 区 分 | 計 画 量 |      | 実 行 量       |            |
|-----|-------|------|-------------|------------|
|     | 人工造林  | 天然更新 | 人工造林        | 天然更新       |
| 更新量 | 308   | 119  | 100<br>(32) | 20<br>(17) |

注1 ( )の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 実行量は令和4年12月末現在の見込量である。

(ウ) 保育量

(単位：ha)

| 区 分 | 計 画 量 |     |     | 実 行 量       |          |            |
|-----|-------|-----|-----|-------------|----------|------------|
|     | 下 刈   | つる切 | 除 伐 | 下 刈         | つる切      | 除 伐        |
| 保育量 | 725   | 7   | 164 | 169<br>(23) | 0<br>(0) | 80<br>(49) |

注1 ( )の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 実行量は令和4年12月末現在の見込量である。

(エ) 林道の開設及び改良

(単位：m)

| 区 分 |     | 計画量    | 実行量            |
|-----|-----|--------|----------------|
| 開設  | 路線数 | 6      | 2<br>(33)      |
|     | 延長量 | 7,950  | 997<br>(13)    |
| 改良  | 箇所数 | 97     | 50<br>(52)     |
|     | 延長量 | 52,300 | 13,277<br>(25) |

注1 ( )の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 実行量は令和4年12月末現在の見込量である。

### ③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、国民共通の財産である国有林野を名実ともに、「国民の森林」とするよう、地域の意見を聴きつつ、森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

具体的には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、その達成に向けて我が国においても持続可能な開発目標（SDGs）実施指針において持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされたことを踏まえ、地球サミット（1992年の国連環境開発会議（UNCED）以降、持続可能な森林経営の進展を評価するために我が国が取り組んでいるモントリオールプロセス<sup>\*4</sup>の基準・指標（7基準）を踏まえて、次の方針により取り組む。

#### ア 生物多様性の保全

生物多様性の保全の取組は、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき推進していく必要があり、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む。また、優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林を厳格に保護・管理するとともに、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的な多様性を確保する。

関連する主な施策として、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林について、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。また、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理や、希少な野生生物の生育・生息状況の把握やその生育・生息環境に配慮した施業を推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

#### イ 森林の生産力の維持

森林の生産力を維持するため、適切な森林施業を推進する。また、その基盤となる路網の整備を推進するとともに、その結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努める。

関連する主な施策として、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システム等による間伐の実施を推進する。また、コンテナ苗等を

---

<sup>\*4</sup> モントリオールプロセス：ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

活用し伐採から造林までを一体的に行う一貫作業システム等による主伐・再造林に取り組み、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を設定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、ニホンジカやノウサギ等による鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。さらに、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図ることに留意しながら、林道と森林作業道等との適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進し、その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

国有林野を適切に保全管理するため、森林病虫害や山火事等の防止とともに、被害を受けた森林の回復に努める。また、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて、関係機関等と連携し、鳥獣被害の防除に努める。特に深刻化しているニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して捕獲や防護柵の設置等の被害防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

関連する主な施策として、森林病虫害被害の早期発見・早期防除、山火事防止のパトロールの実施等に努める。また、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えているニホンジカ等の野生鳥獣について、関係機関等と連携し、地域の特性に応じた捕獲や防護柵の設置等に取り組むとともに、四国森林管理局が開発した小型囲いわなを用いたニホンジカの捕獲方法を始めとする効果的な捕獲技術の普及活動や、市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策の推進に努める。

#### エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林土壌を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、土壌を保持する能力や水を育む能力等に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設の整備等を進める。また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、関係機関等とも連携して流域治水の取組等の治山対策を推進する。

関連する主な施策として、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、既存施設の長寿命化対策を含めた総合的なコスト縮減に努めつつ、民有林とも連携し、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進する。こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。また、山地災害危険地区における定期点検の実施等により現地の状況を把握し、対応策の計画的な実施及び市町村、地域住民等への情報提供を推進する。さらに、大規模な山地災害発生時には、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況の調査や山地災害対策緊急展開チームを現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

## オ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖化防止に貢献する観点から、吸収源となる森林を確保するため、森林の適正な整備等を推進する。また、二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため、木材利用を推進する。さらに、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組む。

関連する主な施策として、多様な伐期による伐採を進め、その後の確実な更新を図るとともに、保育及び間伐の適切な実施を推進する。また、治山事業等における間伐材等の利用を推進する。さらに、治山事業や森林整備事業等を推進する。

## カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

「国民の森林<sup>もり</sup>」として、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民の要請に対応するため、森林ボランティア活動や森林環境教育の実践等の場として国有林野が利用されるようフィールドの提供等を行う。また、公衆の保健のための活用を推進するため、森林浴や自然観察等への利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供する。

関連する主な施策として、企業、学校、NPO等の多様な主体と連携して、「ふれあいの森」や「遊々の森」の設定、「レクリエーションの森」の活用等を推進する。

## キ 持続可能な森林経営

開かれた「国民の森林<sup>もり</sup>」として管理経営の透明性の確保を図るため、本計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。また、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

関連する主な施策として、本計画の策定等に当たり計画案についてパブリックコメント制度を活用することや、計画案の作成前の段階から広く地域住民等の意見を聴くことを行う。また、国有林モニター制度を活用して国有林野事業に対する国民の意見を聴くことを通じて、国民の要請の的確な把握等に努める。さらに、四国森林管理局・署の取組について、随時、実施のお知らせや取り組んだ結果等をホームページに公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組む。

### ④ 政策課題への対応

公益的機能の発揮のための事業、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業のほか新たな森林管理システムの構築等について、民有林に係る施策と一体的に推進する。

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。あわせて、木材等生産機能については、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、木材供給に努める。これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。

森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全を図るとともに、森林の更新を妨げないように、伐採区域の分割や崩壊危険箇所での集材路作設の回避など、林況等を勘案し適切に行うこととする。

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令（森林法施行規則）で定める「公益的機能別森林施業の実施に関する基準」に基づき、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプの森林において複層伐を行う場合は、伐採後の森林において、当該森林と同一樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木材積に 10 分の 5 を乗じて得た材積以上の立木材積を維持することとする。また、1 伐採箇所の面積はおおむね 1 ヘクタール以下とする。

路網の整備に当たっては、土砂の流出・崩壊等を起こさないよう特に留意しつつ、線形の選択や排水施設の設置等を適切に行うこととする。

機能類型区分別の国有林の面積等は次のとおりであり、具体的な機能類型に応じた管理経営は、「管理経営の指針」（別冊）に沿って適切に実施する。

機能類型区分別の国有林野の面積

（単位：面積 ha、比率％）

|     | 山地災害<br>防止タイプ | 自然維持<br>タイプ | 森林空間利用<br>タイプ | 快適環境<br>形成タイプ | 水源涵養<br>タイプ | 計      |
|-----|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------|
| 面 積 | 3,788         | 702         | 444           | —             | 24,087      | 29,021 |
| 比 率 | 13            | 2           | 2             | —             | 83          | 100    |

### ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針等

山地災害防止タイプに区分する森林は、山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林で、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取扱う。

#### 山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 山地災害<br>防止タイプ |                     |                 |
|-----|---------------|---------------------|-----------------|
|     |               | うち、土砂流出・<br>崩壊防備エリア | うち、気象害防備<br>エリア |
| 面 積 | 3,788         | 3,786               | 2               |

#### ア 土砂流出・崩壊防備エリア

下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

#### イ 気象害防備エリア

遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した施業を行う。

### ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針等

自然維持タイプに区分する森林は、原始的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林で、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、原則、自然の推移に委ねることとする。また、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で、野生生物の生育・生息環境の保全、希少種の保護、野生外来種の侵入防止・駆除等に努める。

#### 自然維持タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 自然維持タイプ |       |  |
|-----|---------|-------|--|
|     |         | うち保護林 |  |
| 面 積 | 702     | 333   |  |

### ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針等

森林空間利用タイプに区分する森林は、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林で、景観の向上や野外レクリエーションに考慮した伐採を行うなど森林の手入れを適切に行うとともに、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」とし

て、広く国民に開かれた利用に供する。

#### 森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 森林空間利用タイプ | うち、レクリエーションの森 |
|-----|-----------|---------------|
| 面 積 | 444       | 268           |

#### ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針等

快適環境形成タイプに区分する森林は、快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林で、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林が育成されるよう、防音又は大気浄化に有効な森林の幅を維持する施業を行う。

#### ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針等

水源涵養タイプに区分する森林は、水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林で、浸透・保水能力の高い森林土壌が維持されるとともに、根系及び下層植生の良好な発達が促進されるよう森林の整備を推進する。

#### 水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

| 区 分 | 水源涵養タイプ |
|-----|---------|
| 面 積 | 24,087  |

#### ⑥ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおりである。

| 機能類型                                  | 公益的機能別施業森林           |                               |                        |                      |
|---------------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------|
|                                       | 水源涵養<br>機能維持<br>増進森林 | 山地災害防止機<br>能/土壌保全機<br>能維持増進森林 | 快適環境形<br>成機能維持<br>増進森林 | 保健文化<br>機能維持<br>増進森林 |
| 山地災害防止タイプ<br>土砂流出・崩壊防備エリア<br>気象害防備エリア | ○<br>○               | ○<br>○                        | ○                      |                      |
| 自然維持タイプ                               | ○                    | ○                             |                        |                      |
| 森林空間利用タイプ                             | ○                    | ○                             |                        | ○                    |
| 快適環境形成タイプ                             | ○                    |                               | ○                      |                      |
| 水源涵養タイプ                               | ○                    |                               |                        |                      |

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化等のための自主的な協議会等の場において、県、市町等との密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林において森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

#### ① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進する。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT（情報通信技術）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

事業発注を通じた施策の推進や多数の事業実績の分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

#### ② 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、総合評価落札方式や「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく複数年契約、事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組む。また、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、森林整備や素材生産の発注情報を公開するなど、効果的な情報発信に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、一貫作業システムによる主伐・再造林、列状間伐、冬期下刈など、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

#### ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地

を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網及び土場の共同利用民有林材との協調出荷等に取り組む。

#### 森林共同施業団地の概要

(単位：ha)

| 箇所数 | 協定面積 |      |
|-----|------|------|
|     | 国有林  | 民有林  |
| 3   | 1354 | 1415 |

#### ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等の育成に取り組む。あわせて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、職員を対象とする研修を活用した市町村林業担当者研修や現地検討会の開催を行うなど、都道府県とも連携し、市町村の森林・林業技術等に対する技術支援に積極的に取り組む。

事業の発注やフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学や林業大学校等関係機関とも連携した取組に努める。

#### ⑤ その他

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ、山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の計画量は以下のとおりである。

事業実施に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等に十分配慮しつつ、計画的かつ効率的な事業の実行に努めるとともに、労働災害の未然防止、林業事業体の育成等に努める。

##### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>, ha)

| 区 分 | 主 伐                 | 間 伐                | 計       |
|-----|---------------------|--------------------|---------|
| 計   | 166,280<br>《61,938》 | 658,810<br>(4,887) | 825,090 |

注) 《 》は分収林の伐採量で内書き、( )は間伐面積である。

##### ② 更新総量

(単位：ha)

| 区 分 | 人工造林 | 天然更新 | 計   |
|-----|------|------|-----|
| 計   | 297  | 38   | 335 |

##### ③ 保育総量

(単位：ha)

| 区 分 | 下 刈 | つる切 | 除 伐 |
|-----|-----|-----|-----|
| 計   | 816 | 9   | 143 |

##### ④ 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

| 区 分 | 開 設 |       | 改 良 |        |
|-----|-----|-------|-----|--------|
|     | 路線数 | 延長量   | 箇所数 | 延長量    |
| 計   | 2   | 1,947 | 97  | 57,500 |

#### (5) その他必要な事項

特になし

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

巡視に当たっては、森林の成長の衰退状況、下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。森林浴や自然観察等を目的とした入林者が多いレクリエーションの森等においては、地元自治体、地域住民等との緊密な協力・連携の下に、入林者が多い時期に巡視回数を増やすなど重点的な巡視に努めるとともに、入林者等に対する山火事防止、盗採防止等の啓発活動に取り組む。

国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地元自治体、地域住民等とも協力・連携して、道路沿いへの標識やフェンスの設置、巡視に努めるとともに、不法投棄防止の啓発活動に取り組む。

#### ② 境界の保全管理

境界の保全管理は国有林野の管理経営の基礎をなすものとして、定期的かつ計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備に努める。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫等森林病虫害による被害に対しては、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ① 保護林

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林については、森林生態系保護地域<sup>\*5</sup>として、原則として自然の推移に委ねた管理を行う。

地域固有の生物群集を有する森林については、生物群集保護林<sup>\*6</sup>として、原則として自然の推移に委ねる管理を行う。

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、希少個体群保護林<sup>\*7</sup>として、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

---

\*5 森林生態系保護地域：原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、気候帯又は森林帯を代表する森林。

\*6 生物群集保護林：森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、地域固有の生物群集を有する森林。

\*7 希少個体群保護林：希少な野生生物の個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林。

保護林の種類別の名称及び面積

| 種 類      | 名 称                      | 面積 (ha) |
|----------|--------------------------|---------|
| 希少個体群保護林 | 千本山天然ヤナセスギ<br>(遺伝資源)     | 179     |
|          | 千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ<br>(遺伝資源) | 24      |
|          | 雁巻山ヤナセスギ (遺伝資源)          | 21      |
|          | 西ノ川山トガサワラ (遺伝資源)         | 8       |
|          | 魚梁瀬トガサワラ (遺伝資源)          | 16      |
|          | 安田川山トガサワラ (遺伝資源)         | 4       |
|          | 横荒山モミ・ツガ (遺伝資源)          | 81      |
| 総 数      | 7                        | 333     |

② 緑の回廊

生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

緑の回廊内の天然林においては、危険木の処理や多様な樹種構成の林分とするための択伐等に限定した施業を行い、人工林においては、野生生物の生育・生息や移動が良好な状態となるよう非皆伐施業や針広混交林化等を推進する。

緑の回廊の名称と延長及び面積

| 名 称             | 延長 (km) | 面積 (ha) |
|-----------------|---------|---------|
| 「四国山地緑の回廊」 剣山地区 | 8       | 1,337   |

### ③ その他

保護林や緑の回廊等については、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化の的確な把握に努め、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を行う。

「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で、野生生物の生育・生息環境の保全、希少種の保護、野生外来種の侵入防止・駆除等に努める。また、立入が可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全等について知識を深められるよう学習の場等としての利用に努める。さらに、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等と連携して利用ルールの確立等に努め、その内容等については、ホームページを活用するなどして地域外の者にも広く理解されるよう努める。

### (4) その他必要な事項

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、山火事、廃棄物の不法投棄等の防止や境界の保全等のほか、鳥獣被害の防止や保安林の適切な管理等のためにも、適切な防除対策の実施、森林の巡視、標識の設置等に努める。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ① 林産物の供給

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる国有林材について、地域や樹材種ごとの木材の価格、需要動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。その際、路網と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムによる列状間伐、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う一貫作業システムによる主伐・再造林、複数年契約による事業発注等に取り組むとともに、造林木の確実な育成を図ることを前提に、生産性の向上等の観点から、下刈の省力化や冬期下刈等に取り組む。また、これらの取組について、現地検討会等を開催し、地域の林業関係者との情報交換等を行うなど、民有林における普及・定着 に努める。

林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める。特に、国有林から一定の期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する樹木採取権制度を通じて、意欲と能力のある林業経営者の育成とともに川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の構築を促進する。

今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれる中、こうした主伐の供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努める。

多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、環境緑化木、広葉樹等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

##### ② 林産物等の販売

国有林材の安定供給を通じて地域の林業・木材産業の活性化に貢献するよう、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送するシステム販売等に取り組む。また、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中、未利用間伐材等についても、システム販売等を活用してその販売に取り組む。

#### (2) その他必要な事項

庁舎等の整備において木材の積極的な利用に努めるとともに、林道事業や治山事業において間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材利用に取り組むとともに、これら取組を通じて国民への啓発に努める。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

##### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、当該土地の規模、形質及び立地条件、地域の振興のための計画、地域における社会的経済的要請等を勘案して適切かつ円滑に行う。

国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する太陽光、水力、バイオマス等再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用の推進に努める。

公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地元自治体等との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組む。

国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に利用する。また、レクリエーションの森は広く国民に開かれた利用に供するものとし、その管理経営にあたっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める。

レクリエーションの森の種類別の名称及び面積

(単位：ha)

| 種 類 | 箇所数 | 面積  | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| 風景林 | 2   | 268 |     |

##### (3) その他必要な事項

特になし。

## 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

### (1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしている場合がある。このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用して、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進し、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

### (2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、その趣旨等に鑑み、原則として民有林野の森林所有者等にも相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下で、民有林野と国有林野の一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を行う。

## 6 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

国民参加の森林<sup>もり</sup>づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。具体的には、ふれあいの森や多様な活動の森等を活用して、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進するとともに、NPO等との連携による生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に応じたNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進める。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

#### ふれあいの森の名称、面積及び位置

| 名 称           | 面積 (ha) | 位置 (林小班)   |
|---------------|---------|------------|
| 北栃谷桑ノ木山ふれあいの森 | 15      | 2032 い・い 2 |

ふれあいの森では、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動が行われる。

#### 多様な活動の森の名称、面積及び位置

| 名 称           | 面積 (ha) | 位置 (林小班) |
|---------------|---------|----------|
| 佐喜浜躍動天然スギ協定の森 | 18      | 1162 に   |

多様な活動の森では、森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等が行われる。

#### 社会貢献の森の名称、面積及び位置

| 名 称         | 面積 (ha) | 位置 (林小班)                                                                                            |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千ヶ谷森づくり事業   | 2       | 1033 い                                                                                              |
| J パワー地域共生の森 | 101     | 2019 ろ、2023 ほ、2034 と、2048 い 1、2051 い、2052 い 1・り、2093 は、2102 い・ほ 1・ち・り 2、2220 ん、2244 は、2227 ろ、2240 ろ |

社会貢献の森では、企業の社会的責任 (CSR) 活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者に委託した活動が行われる。

## (2) 分収林に関する事項

企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の<sup>もり</sup>森林」の設定等分収林制度を活用した取組を進める。

### 分収林の種類、契約箇所数及び面積

| 分収林の種類 | 契約箇所数  | 面積(ha)   |
|--------|--------|----------|
| 分収育林   | 35(－)  | 253(－)   |
| 分収造林   | 101(2) | 908(6)   |
| 総数     | 136(2) | 1,160(6) |

注：( ) は、法人の森林の数値で内書である。

## (3) その他必要な事項

学校、地元自治体、ボランティア、企業、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進する。

具体的には、遊々の森や学校分収造林の活用、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの提供等に取り組むとともに、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に取り組む。また、これらの取組に当たっては、農山漁村における体験活動との連携にも努める。

### 巨樹・巨木の愛称及び位置

| 愛 称     | 位 置 (林小班) |
|---------|-----------|
| 千本山橋の大杉 | 2113 い    |

「森の巨人たち 100 選」に選ばれた巨樹・巨木（千本山橋の大杉）について、当該樹木が所在する地元自治体や保護のための協力者等を構成員とする協議会（馬路村巨樹・巨木保全協議会）によって自主的な保全活動が行われている。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ① 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等については、試験研究機関等とも連携し、現地展示等を通じて技術の普及を図るとともに、森林施業技術の研修や検討会のフィールド、森林環境教育の場等として活用する。

#### ② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進する。

### (2) 地域の振興に関する事項

国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

### (3) その他必要な事項

特になし。